

## 神戸市労働組合連合会との交渉議事録

1. 日 時：令和7年2月3日（月） 18：00～18：05

2. 場 所：1号館13階行財政局会議室

3. 出席者：

（市） 行財政局給与課長、給与課係長3名 他2名  
水道局経営企画課課長、経営企画課係長  
交通局経営企画課課長、経営企画課係長  
教育委員会事務局総務部教職員給与課長、教職員給与課係長

（組合） 市労連書記長、書記次長3名、他11名

4. 議 題：勤勉手当における新たな加算制度について  
会計年度任用職員の病気休暇有給化について

5. 発言内容：

（市）皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。

本日は、「勤勉手当における新たな加算制度」及び「会計年度任用職員の病気休暇の有給化」について、ご提案させていただきたいと考えております。

それでは、お配りしております「勤勉手当における新たな加算制度について（案）」をご覧ください。

まず「1. 概要」でございますが、次世代育成支援推進のため、育児休業等を取得する職員がいる所属において、代替職員の配置がなされない場合、その職員が担っていた業務を担当した職員に対して、勤勉手当の支給額を加算するものでございます。

また、年度内退職等についても、代替職員の配置がない所属においては、業務を代替する職員の負担を考慮し、勤勉手当の支給額を加算いたします。

「2. 内容」でございますが、対象者は、「産前産後休暇・育児休業を取得している職員がいる」、「年度内に退職した職員がいる」または「その他、各種休業制度の取得等で上記に準じる職員がいる」所属において、代替職員の配置等がなされない場合に、所属長が応援職員として認める者といたします。算定期間は4月～3月の年1回とし、勤勉手当への反映時期については、算定期間の翌年度の6月期といたします。加算金額につきましては、代替職員の配置等がない期間1月につき24,000円を付与し、所属長により、応援職員に1人1月あたり6,000円を上限に1,000円単位で配分いたします。

最後に「3. 実施時期」につきましては、令和7年度の算定結果について、令和8年6月期より勤勉手当への反映を実施することといたします。

続きまして、「会計年度任用職員の病気休暇の有給化（案）」をご覧ください。

「1. 改正内容」でございますが、会計年度任用職員の病気休暇について、現行の無給の取

り扱いから有給に変更するものです。

なお、付与日数等につきましては変更ございません。

「2. 実施時期」につきましては、令和7年4月1日といたします。

ご説明は以上でございます。

(組合) 本日提案を受けた内容につきましては持ち帰り協議をさせていただきます。